

政府模倣品・海賊版対策総合窓口 2009年版年次報告書のポイント

平成21年6月 経済産業省

● 総合窓口

- 権利者・企業の要望を受け、「知的財産推進計画2004」において、経産省に一元的な相談窓口を設置。
- 企業等からの相談に対し、関係省庁が連携して対応。
- 企業等からの申立に基づき侵害発生国の制度等を調査し、相手国政府と協議する「協議申立制度」を運用

● 年次報告書

- 「知的財産推進計画2005」において、相談窓口業務の内容を公表することを目的に「年次報告書」の作成を決定。
- 政府模倣品・海賊版対策の総合窓口である経済産業省と関係省庁が協力して毎年「年次報告書」を作成。（今回で4回目の報告）
- 権利者・企業等への情報提供。



※関係省庁：内閣官房（知的財産戦略推進事務局）、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省（文化庁）、農林水産省、特許庁

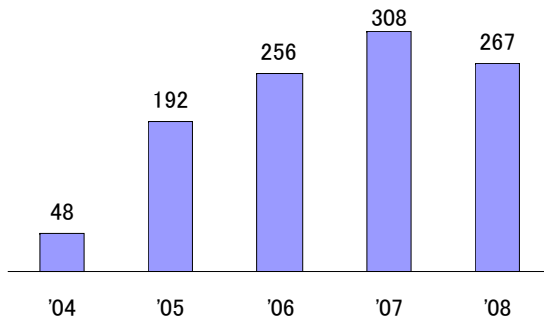
（参考）

政府模倣品・海賊版対策総合窓口ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/index.html>

1. 総合窓口の業務報告

1 相談受付件数の推移(2004~2008年)

◆2008年度は、267件の企業等からの相談を受け付けました。2004年度の相談窓口開設以来、累計で1071件の相談を受理しています。

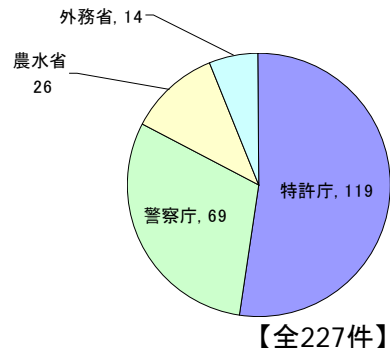


相談案件は
累計で**1071件**
(2004~2008年末)

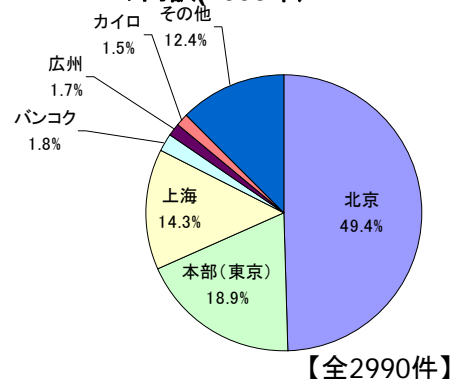
2 関係省庁等の相談受理件数(2008年)

- ◆2008年度に相談窓口以外の各省庁が受理した知的財産権に関する相談件数は、各省庁合計で227件でした。
- ◆また、2008年度に(独)日本貿易振興機構(JETRO)が受け付けた知的財産権に関する相談は、2,990件でした。

各省庁の相談受理件数(2008年)

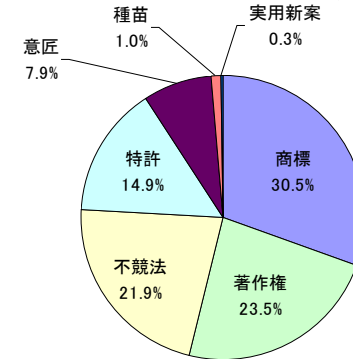


JETROの相談受理地域の内訳(2008年)



3 知的財産別相談件数(累計)

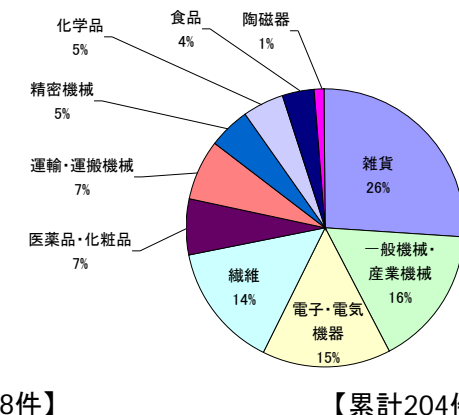
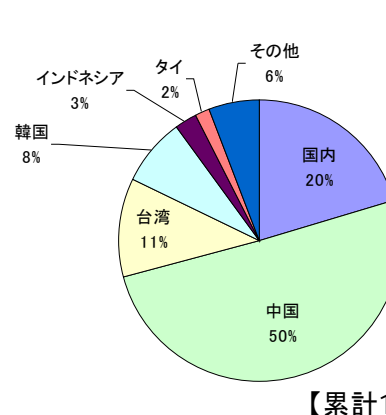
◆相談窓口に寄せられた相談案件を知的財産別にみると、累計(2004年-2008年)で、商標(30.5%)、著作権法(23.5%)、不競法(21.9%)、特許法(14.9%)の順となっています。



【累計314件】

4 地域別相談件数と商品の内訳(累計)

- ◆地域別相談件数の累計(2004年-2008年)をみると、中国が製造国と判明している案件が半数を占めます。
- ◆また、相談商品は、「雑貨(文具・玩具等)」をはじめ、「一般機械・産業機械(冷蔵庫・洗濯機等)」、「電子・電気機器(電卓・テレビ等)」、「繊維(衣類等)」等、広く各分野に及んでいます。



2. 模倣品・海賊版被害の状況

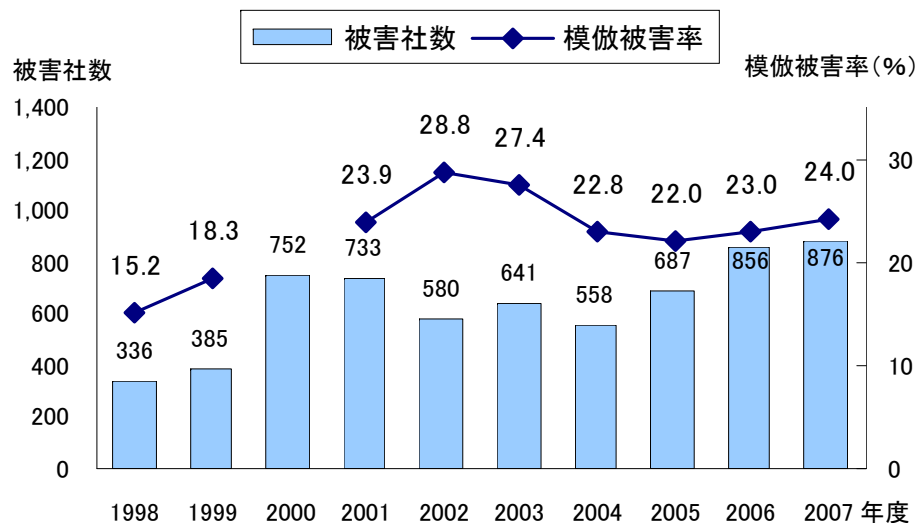
模倣品・海賊版による被害の動向

◆2007年度の模倣被害率(模倣被害社数/総回答企業数)は、24.0%で前年度被害率から1.0%上昇しており、模倣被害を受けた日本企業の比率は、ここ2、3年、微増ながら上昇傾向にあります。

国・地域別の被害状況

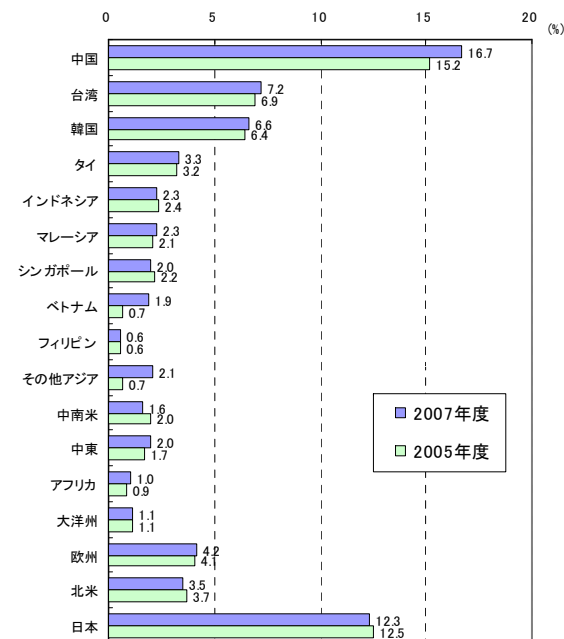
◆海外における被害動向をみると、依然、中国での被害が多く、台湾、韓国での被害がそれに続きます。近年では、タイ、インドネシア、マレーシアなどの東南アジアや、中東、中南米地域へ模倣品・海賊版被害が国境を越えて拡散しています。

模倣被害社数及び模倣被害率の推移



(出所)特許庁「2008年度模倣被害調査報告書」
(有効回答数3650社、被害企業数867社)

国・地域別の模倣被害率(2005年、2007年)



(出所)特許庁「模倣被害調査報告書(2006年度、2008年度)」

3. 模倣品・海賊版被害の状況

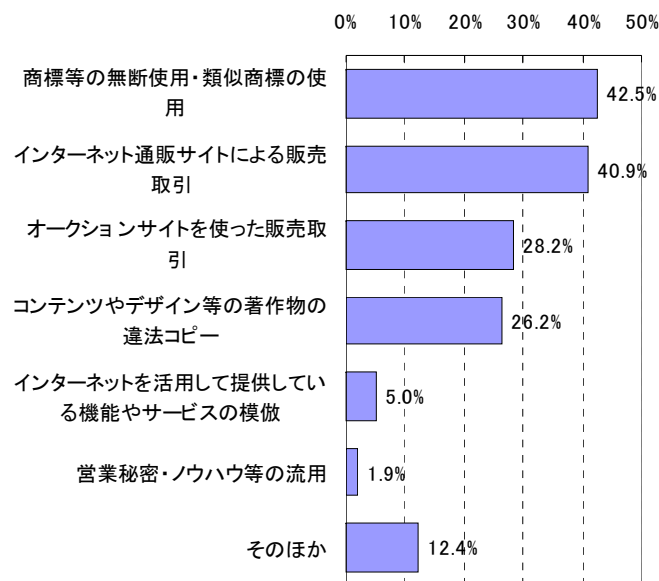
インターネット上の知的財産侵害

◆ 模倣被害を受けた企業のうち、約4割の企業がインターネット上での模倣品の販売取引などの被害を受けています。具体的な被害としては、「商標の無断使用や類似商標使用」による被害が42.5%と最も多く、「通信販売サイトによる模倣品の販売取引」による被害が40.9%と続いています。

模倣品業者の再犯と手口の巧妙化

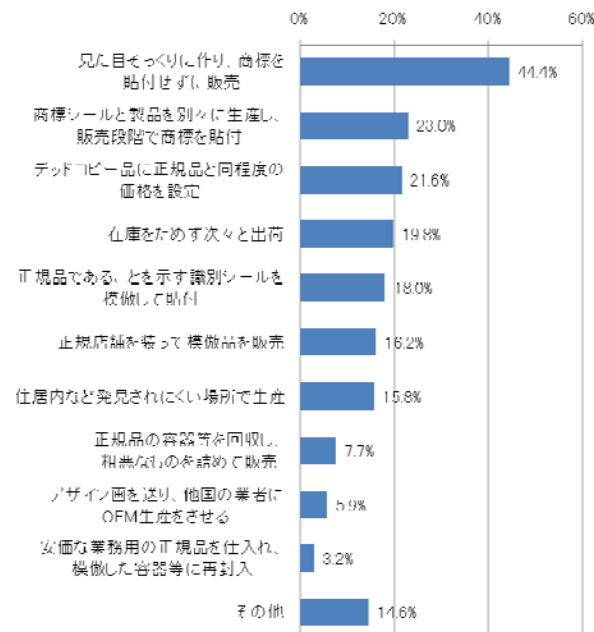
◆ 企業の対策や当局の取締りを回避するため、模倣品業者の手口は、巧妙化、悪質化しています。見た目そっくりに作り、商標を貼付せずに販売する手口が44.4%と最も多く、商標シールと製品を別々の場所で生産し、販売時点で商標を貼付する手口や、在庫を貯めずに迅速に出荷して、製品の押収を免れる手口などが多くなっています。

インターネット上の模倣被害の内容



(出典) 特許庁「2008年度模倣被害調査報告書」

模倣品業者の手口の巧妙化、悪質化



(出所) 特許庁「2008年度模倣被害調査報告書」をもとに作成

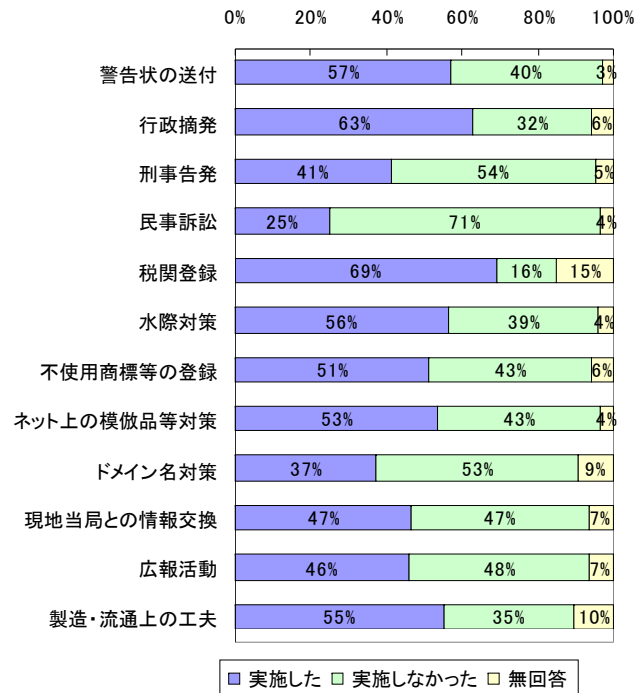
(注) 手口について回答した被害企業44社を母数として計算。複数回答。

4. 産業界の取組

企業の対策

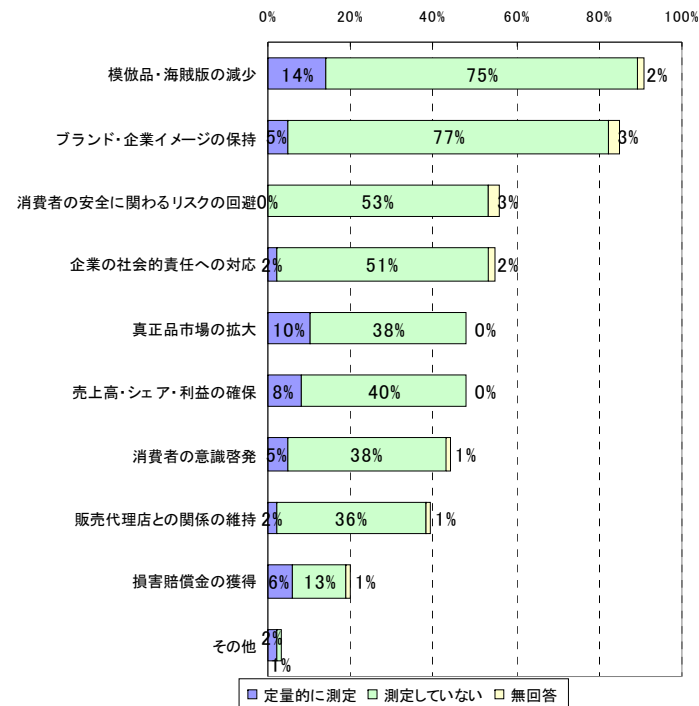
- ◆企業が実施した模倣品・海賊版対策のうち、実施率の高い対策は、「税関登録」、「行政摘発」、「警告状の送付」で、低コストで効果が高い対策が優先されています。一方、長期に亘って裁判を維持する必要がある民事訴訟の実施率は低くなっています。
- ◆企業は、模倣品・海賊版対策によって得られる効果として、「模倣品・海賊版の流通量の減少」や、「ブランドや企業イメージの維持」が大きいと考えています。また、消費者の安全確保や企業の社会的責任への対応に資すると考える企業も多くあります。

企業の対策の実施率(2007年)



(資料)経済産業省調べ(2009年2月)
 (注1)対策を実施した被害企業107社が対象。
 (注2)「行政摘発」とは警察や税関以外の行政組織による摘発。

模倣品・海賊版対策によって得られる効果



(資料)経済産業省調べ(2009年2月)

5. 海外の動向

中国の最近の動向

- 総合的な知的財産戦略である「国家知的財産権戦略綱要」を発表(2008年6月)
- 「2009年中国知的財産権保護行動計画」において、立法計画、法執行計画、国家交流・協力計画等の9分野で合計170の具体的措置を発表(2009年3月)。
- 行政処罰等の強化を規定した「専利法」の第三次改正法が2008年12月に成立し、2009年10月から施行予定。
- 最高人民法院は、知的財産専門法廷の設置の検討等を盛り込んだ「戦略綱要」の徹底実施に関する意見を発表(2009年3月)。

東南アジア、中東、南米の最近の動向

<東南アジア>

- 日本とマレーシア、タイ、インドネシアとの間には、経済連携協定(EPA)が発効しており、水際措置の強化、刑事罰対象権利拡大などエンフォースメントの強化が図られています。

<中東>

- 官民合同ミッションをサウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦に派遣し、法整備・取り締まり強化等の要請を行いました(2009年2月)

<南米>

- 第1回日・ブラジル貿易促進合同委員会が開催され、模倣品・海賊版対策で協力を継続することを確認しました(2009年2月)

米欧の最近の動向

<米国>

- 中国と知的財産権ワーキング・グループの定期開催で合意(2008年9月)
- 罰則や取締強化、司令塔機能の強化を規定した包括的な模倣品・海賊版対策法(PRO-IP法)を制定(2008年10月)。
- 中国の知財問題に対する米国のWTO提訴について、パネル報告書が採択。

<EU>

- 中国と税関協力を進めるための行動計画を策定(2009年1月)。
- 知的財産法制度の改正、ネット販売問題への対応等を盛り込んだ「2009-2012年知的財産権侵害撲滅のための行動計画」を策定。(2009年3月)

(参考)日本の最近の主な動向

- 2008年7月、北海道洞爺湖サミットの首脳宣言の中で、「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) (仮称)」の交渉加速化を含めた模倣品・海賊版対策の拡充、経済発展に資する効率的な知財制度への取組の必要性が言及されました。これを受け、「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) (仮称)」の実現に向けた交渉が加速化しています。
- 2008年11月、初めて中国から知財関連部局による訪日団が来日し、日本の知財関連部局と意見交換を行いました。
- 2009年1月、初めてサウジアラビア王国及びアラブ首長国連邦に官民合同ミッションを派遣しました。
- 2009年2月、中国に第6回目となるハイレベルでの官民合同ミッションを派遣し、法整備及び取り締まり強化を要請しました。
- 2009年6月、日中ハイレベル経済対話の機会を捉え、経済産業省と中国商務部は、「知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書」を作成し、知的財産権ワーキング・グループを設置して年1回会議を開催することに同意しました。